

岡崎市作業道開設・改良事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 森林整備に必要な路網整備を行い、森林資源の育成・利用及び森林の持つ公益的機能の向上を図るため、岡崎市作業道開設・改良事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において支出するものとし、その交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年3月16日規則第3号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、林業者の組織団体又は林業者とする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、市内の山林で実施する作業道（幅員2.0m以上）の開設又は改良（既設作業道の路面整生等）に要する経費で以下に掲げるものとする。ただし、国県等他の補助を受けて実施する作業道の開設又は改良に要する経費については、この限りではない。

(1) 資材費

事業の実行に直接必要な消耗品、燃料費等の購入費とする。

(2) 労務費

事業の実行に直接必要な作業に係る労務賃金とする。林業者が自ら作業を行う場合は「公共工事設計労務単価」により算出するものとする。

(3) 機械経費

事業の実行に必要な機械の使用に要する費用（資材費、労務費を除く。）とする。費用の算出に当たっては賃借の場合は実額とし、林業者が自ら保有する機械を使用する場合は「建設機械等損料表」により算出するものとする。

2 林業者が建設事業者等の第三者に事業を請け負わせて実施する場合、又は第5条の規定により市長が認める林業者の組織団体が事業主体として実施する場合は、実行経費（当該事業主体が積算する資材費、労務費、機械経費及び諸経費に相当する費用）とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の表に掲げる区分に応じた金額（千円未満切り捨て）とし、予算の範囲内で支出する。

補助対象事業	補助金額	補助金上限額
作業道の開設	補助対象経費の1/2以内	1,000円/m及び 1,000,000円/1申請当たり
作業道の改良	補助対象経費の1/2以内	600円/m及び 600,000円/1申請当たり

(交付申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者は、事業に着手する前に岡崎市作業道開設・改良事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付申請及び受領について交付事務の円滑な実施を図るため、市長が認める林業者の組織団体が事業主体となり事業を取り進めることができる。この場合、事業主体は、森林所有者より事業に対する委任状を得ていなければならない。

- (1) 事業計画表、事業費内訳書、計画位置図
- (2) 写真(施工前の様子が確認できるものとするが、全体の状況全てがわかることは要件としない。)
- (3) 委任状の写し(該当する場合のみ)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助金の交付額は、林業者1人に付、一会計年度100万円までとする。

(交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、岡崎市作業道開設・改良事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の工事着手及び完了)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定後において、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)に工事着手し、交付決定を受けた年度内に事業を完了するものとする。

(補助事業の変更又は中止)

第8条 補助事業者は、交付決定後において、補助事業の内容を変更(事業量又は、事業費が3割以上変更となるもの)又は中止する場合は、岡崎市作業道開設・改良事業費補助金変更・中止承認申請書(様式第3号)に第5条第1項各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、予め承認を受けなければならない。

ない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、その旨を岡崎市作業道開設・改良事業変更・中止承認決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、岡崎市作業道開設・改良事業費補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添え、当該事業の完了後30日以内（30日以内に当該年度の末日が到来する場合にあっては、当該年度の末日までの間）に、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績表、実績事業費内訳書（領収書写し）、作業日報、出来形平面図面等
- (2) 写真（施工後の様子が確認できるものとするが、全体の状況全てがわかることは要件としない。）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（完了検査及び補助金交付額の確定）

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書が提出されたときは、書類審査を行うとともに必要に応じて現地での完了検査を行い、事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、岡崎市作業道開設・改良事業費補助金確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助金は、前条に規定する補助金の交付額の確定の通知を受けた補助事業者から市費補助金の請求書が提出された後に交付するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の全部、若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 災害等不可抗力の場合を除き、事業終了後5か年以内に形質の変更があったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金交付に関して不正の行為があったとき。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限りでその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。